

福岡市

※ この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません。

(住所)

(氏 名)

この明細書は申告書と一緒に提出してください。

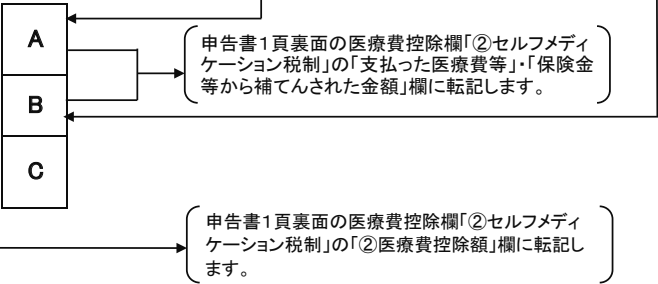
(1) 取組内容	☐ 健康診査 ☐ 予防接種 ☐ 定期健康診断 ☐ 特定健康診査 ☐ がん検診 ☐ ()
(2) 発行者名 (保険者、勤務先、市区町村、医療機関名など)	

※取組に要した費用(人間ドックなど)は、控除対象となりません。

「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

(1)薬局などの支払先の名称	(2)医薬品の名称	(3)支払った金額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
		円	円
合 計		A	B

支払った金額	(合計) 円
保険金などで 補てんされる金額	
差引金額 (A - B)	(マイナスのときは0円)
医療費控除額 (C - 12,000円)	(最高8万8千円、赤字のときは0円)



重要なお知らせ

セルフメディケーション税制の適用を受ける方は、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となります。

「健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行ったことを明らかにする書類」及び医薬品購入費の領収書の添付又は提示は必要ありません。ただし、明細書の記入内容の確認のため領収書等の提示又は提出を求める場合がありますので、申告から5年間はご自宅等で保管してください。

セルフメディケーション税制の明細書の記載要領

この明細書は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、通常の医療費控除を受けることができませんので、ご注意ください。

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（※）を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

※ 特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費及び令和4年以降に購入された医薬品でスイッチOTC医薬品と同種の効能又は効果を有する一定の医薬品の購入費をいいます。

① 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1) 「取組内容」欄

取組を行ったことを明らかにする書類（※）を確認し、該当する取組内容をいずれか一つチェックします。

※ 下記の「5年間保管が必要な書類」をご確認ください。

(2) 「発行者名」欄

取組を行ったことを明らかにする書類の発行者の名称を記入します。

② 特定一般用医薬品等購入費の明細

(1) 「薬局などの支払先の名称」欄

医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

領収書が複数ある場合は、購入先ごとにまとめて記入することができます。

(2) 「医薬品の名称」欄

購入した医薬品の名称を記入します。

複数の医薬品を購入した場合は、名称を並べて記入します。

(3) 「支払った金額」欄

医薬品の購入金額を記入します。

複数の医薬品を購入した場合は、購入金額の合計を記入します。

(4) 「(3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金がある場合に、その金額を記入します。

記入例

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
〇〇薬局	〇〇EX、〇〇胃腸薬MN	2,164 円	円
□□ドラッグストア	〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇	13,753	
〃	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇		

領収書に控除の対象であることが記載されています。

同一の薬局で複数の医薬品を購入した場合は、医薬品名を並べて記入するとともに購入金額の合計を記入します。

医薬品の名称が枠内に記入しきれない場合は、このように記入します。

5年間保管が必要な書類

● 適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類

①氏名 ②取組を行った年 ③事業を行った保険者、事業者もしくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称もしくは医師の氏名の記載があるものに限ります。例えば次の書類です。

◎ インフルエンザの予防接種又は定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症等）の領収書又は予防接種済証

◎ 市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表

◎ 職場で受けた定期健康診断の結果通知表（「定期健康診断」という名称又は「勤務先（会社等）名称」が記載されている必要があります。）

◎ 特定健康診査の領収書又は結果通知表

（「特定健康診査」という名称又は「保険者名（ご加入の健保組合等の名称）」が記載されている必要があります。）

◎ 人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診（検診）の領収書又は結果通知表

（「勤務先（会社等）名称」又は「保険者名（ご加入の健保組合等の名称）」が記載されている必要があります。）

※ 上記の書類に必要な事項が記載されていない場合は、勤務先や保険者などに一定の取組を行ったことの証明を依頼し、証明書の交付を受ける必要があります。

詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。

● 特定一般用医薬品等の領収書